

第12章 気候変動、分配的正義、そして資源取得に対する「制度以前の」制限

著者: Colin Hickey

1. はじめに

本論文では、気候道徳の適切な説明を提供するために、グローバルな分配的正義の独自理論の一部を構築することを試みる。特定の種類のグローバル資源の分配的取り分に関する公正性の問題に焦点を当てることで、私の主な目標は、個人が正義な制度の存在に先立って、グローバルな分配的正義の原則の問題として、地球の温室効果ガス吸収能力の使用を特定の正当化可能な範囲内に制限するか、あるいは自分の権利を超える使用の利益を公正に共有する義務を負うことを論証することである。

気候に関する文献では、他の研究者たちも(通常は排出量に関する)分配原則を提示することで、やや類似した方向を示唆してきた。例えば、Peter Singerは温室効果ガス排出に関する平等主義の一形態を擁護してきた(Singer 2006)。Henry Shueは生存排出と贅沢排出を区別し、「排出は現在よりもやや平等に分配されるべきである」と論じている。なぜなら「一部の人々に必需品を放棄させて、他の人々が贅沢品を保持できるようにすることは公正ではない」からである(Shue 2014, 58, 64)。

しかし、継承された文献における顕著な特徴の一つは、このような原則が個人の義務(集団ではなく)、特に正義な制度の存在に先立つ状況(私が「制度以前」と呼ぶもの)における個人の義務に対する含意を明確にしないことの頻度である。彼らが私たちの「制度以前の」義務について論じているのか、それとも私たちの気候制度がどのようにあるべきかについて論じている(そしておそらくそれらとの遵守の「制度後の」義務を派生的に論じている)のかは、真に不明確である。

本論文において私は、Shueや文献中の他の研究者たちが正しく示唆しているが、これまで十分に探究されず潜在的なままであった直観の根拠を、私たちの制度以前の状況に照らして、そして個人の義務への意図的な方向づけとともに、深めることを望む。私は、所有されていない資源の制度以前の使用に関する規範(権利、許可、制限など)について考えるための古典的政治哲学からの二つの著名なモデル—それぞれロックとカントーを再訪し、そこからインスピレーションを得ることで、この課題に取り組む。

上述のように、私が直接関心を持っている資源は、地球の吸収能力(EAC: Earth's Absorptive Capacity)である。これは、気候への危険な攪乱なしに温室効果ガスを吸収する地球システムの能力である。EACは、希少で、価値があり、競合的で、排除不可能なグローバル資源であり、誰も所有していない。

2. 資源取得に対する「制度以前の」制限

2.1 制度以前の正義の概念

多くの気候倫理文献内外の人々は、資源取得に関する制度以前の権利と義務は存在しないか、あるいは何らかの内容を提供するには不明確すぎると考えてきた。したがって、個人はせいぜい、気候変動の問題を解決するための集団的制度の創設を支持する義務を持つに過ぎない。

この傾向に対する注目すべき例外は、Christian Baatz(2014)からもたらされる。彼は制度以前と制度後の区別を認識し、「道徳的観点から見て、制度の不在においてさえ、公正な取り分は存在する」と主張している。

2.2 地球の吸収能力(EAC)の特性

EACは以下の特性を持つ:

1. **希少性**: 利用可能な量が限られている
2. **価値**: 人間の活動と生存に不可欠
3. **競合性**: ある人の使用が他の人の使用可能性を減少させる
4. **排除不可能性**: 技術的に特定の人々の使用を排除することが困難
5. **無所有**: 誰も正当な所有権を主張していない

これらの特性により、EACはグローバル・コモンズの典型的な例となり、その分配と使用に関する正義の問題を提起する。

3. ロック的アプローチ:自己保存の権利

3.1 ロックの自然権理論の基礎

ロックの政治哲学は、自然状態における個人の権利から始まる。ロックにとって、最も基本的な権利は自己保存の権利である。この権利は、神が人間に生命を与えたという宗教的前提から導かれるが、より世俗的な解釈も可能である。

3.2 資源取得への適用

ロック的枠組みにおいて、個人は自己保存に必要な資源を取得する権利を持つ。しかし、この権利には重要な制限がある:

1. **十分性条項(Sufficiency Proviso)**: 「他者のために十分かつ同等に良いものを残す」
2. **非浪費条項**: 使用前に腐敗させてはならない

3.3 EACへの適用

EACの文脈では、ロック的アプローチは以下を示唆する:

- 個人は安全で安定した自己保存を確保するのに必要なEACを使用する権利を持つ
- しかし、この使用は他者が同様に自己保存を確保できる程度に制限されなければならない
- 自己保存の閾値を超える使用は、制度以前の権利としては正当化されない

3.4 ロック的閾値の特徴

世界一(World One)のシナリオ:

- A、B、C、D の4人が存在
- Dは安全で安定した自己保存の閾値を超える資源を保有
- A、B、Cはこの閾値に達していない

ロック的分析:

- Dの保有は不當である
- DはA、B、Cに対して資源を放棄する義務を負う
- この義務は制度以前の分配的正義に基づく

4. カント的アプローチ:効果的な主体性の権利

4.1 カントの実践理性理論の基礎

カントの道徳哲学は、理性的存在としての人間の尊厳と自律性に基づく。カントにとって、人間は單なる手段としてではなく、それ自体が目的として扱われなければならない。

4.2 効果的主体性の概念

カント的枠組みにおいて、個人は単に生存するだけでなく、自らの目的を効果的に実現する能力を持つべきである。これには以下が含まれる:

1. 基本的なニーズの充足(ロック的閾値)
2. 自らの計画と目標を追求する能力
3. 社会的・政治的生活への意味ある参加
4. 教育や自己発展の機会

4.3 EACへの適用

EACの文脈では、カント的アプローチは以下を示唆する:

- 個人は効果的な主体性を確保するのに必要なEACへのアクセス権を持つ
- この閾値はロック的な自己保存の閾値よりも高い
- しかし、それでもなお、他者の効果的主体性を損なわない範囲に制限される

4.4 カント的閾値の特徴

世界二(World Two)のシナリオ:

- 全員が自己保存の閾値を超えている
- しかしDのみが効果的主体性の閾値に達している
- A、B、Cはこの高い閾値に達していない

ロック的分析:

- 制度以前の再分配義務は存在しない
- 全員が自己保存を確保している

カント的分析:

- Dは不当な保有をしている
- DはA、Bに対して義務を負う
- 効果的主体性の確保が正義の要求である

5. 二つのアプローチの比較と統合

5.1 主要な相違点

側面	ロック的アプローチ	カント的アプローチ
基本的権利	安全で安定した自己保存	効果的な主体性
閾値の高さ	より低い	より高い
保護の範囲	基本的生存ニーズ	自律的な人生計画の追求
義務の発生	他者の自己保存が脅かされる時	他者の効果的な主体性が損なわれる時

5.2 気候変動の文脈における収束

気候変動の現実的文脈においては、二つのアプローチは実践的には収束する：

1. **EACの極端な希少性**: 1.5°Cまたは2°C目標を達成するためのグローバルEAC予算は非常に厳しい
2. **多数のユーザー**: 現在および将来の使用者が膨大
3. **広範な脅威**: 多くの人々が安全な自己保存への脅威に直面

これらの条件下では、相互に達成可能な効果的な主体性の閾値は、ロック的な閾値からそれほど遠くない可能性が高い。

5.3 離接的論証(Disjunctive Argument)

私は以下の離接的論証を提示する：

前提1: ロック的アプローチまたはカント的アプローチのいずれかが、制度以前の道徳的平等を捉えている

前提2: どちらのアプローチも、気候変動の文脈において、個人がEACの使用を制限する制度以前の義務を支持する

結論: したがって、私たちはEACの使用を制限する制度以前の義務を持つ。その義務は、少なくとも二つの見解のうち要求度の低い方と同程度に厳格であり、おそらく二つの見解のうち要求度の高い方と同程度に厳格である。

6. 要求度と余剰資源放棄の優先順位

6.1 カント的視点からの考察

カント的見解は効果的主体性の閾値の重要性にコミットしているが、これはより基本的な、より低いロック的な自己保存の閾値を前提としている。

世界三(World Three)のシナリオ:

- 最高度の希少性の世界
- 全員の効果的主体性を確保することができない
- 一部の人々は自己保存すら確保されていない

この状況では、カント主義者でさえ、効果的主体性の確保に役立つ資源を放棄して自己保存を確保すべき強い理由があると示唆するだろう。これは、文脈における見解間のギャップを狭める一つの方法である。

6.2 放棄の優先順位

余剰資源(自分の公正な分配的取り分の外側)を持つ人々の間での資源放棄の優先順位を理解するためには、正当性の閾値(すなわち、自分の公正な分配的取り分の外側)を超える資源取得の程度と目的を反映することで、これらのカテゴリーを区別することができる。

カテゴリー化:

1. 生存を超えるが効果的主体性以下: 最小限の余剰
 2. 効果的主体性を超えるが適度: 中程度の余剰
 3. 効果的主体性を大きく超える: 顕著な余剰
-

7. 制度的実施と個人の義務

7.1 制度以前の義務の性質

私が論じてきた制度以前の義務は、正義な制度が存在する前でさえ、個人に対して道徳的制約を課す。これらの義務は:

1. **基礎的**: 制度的取り決めに依存しない
2. **普遍的**: すべての理性的存在に適用される
3. **強制可能**: 道徳的に強制力を持つ(制度を通じてではないにしても)

7.2 制度の役割

しかし、これは制度が不要であることを意味しない:

1. **具体化**: 抽象的原則を具体的規則に変換する
2. **調整**: 複雑な相互依存関係を管理する
3. **執行**: 遵守を確保し違反に対処する
4. **情報**: 個人が自らの義務を理解することを支援する

7.3 移行期の課題

私たちは現在、正義な気候制度が存在しない移行期にいる。この状況では:

- 個人は依然として制度以前の義務を負う
 - しかし、これらの義務を果たすことは、制度的支援なしには極めて困難である
 - したがって、正義な制度を創設し支持する義務もある
-

8. リミタリアニズムへの含意

8.1 リミタリアニズムの定義

リミタリアニズムは、富または資源の取得に道徳的に許容される上限が存在すると主張する政治哲学の立場である。

8.2 EACと富の制限

本論文の議論は、EACの文脈におけるリミタリアニズムを支持する:

1. 公正な分配的取り分: 各個人には公正なEAC取り分がある

2. 制度以前の制限: この取り分は制度に先立って存在する

3. 義務の発生: この取り分を超える使用は不正義を構成する

8.3 より広いリミタリアニズムへの拡張

EACに関する議論は、他の資源や富一般に拡張可能である：

- 多くの資源が同様の特性(希少性、競合性、グローバルな性質)を持つ
 - ロック的およびカント的論証は他の資源にも適用可能
 - したがって、より一般的な形態のリミタリアニズムが正当化される可能性がある
-

9. 批判への応答

9.1 「制度以前の義務は存在しない」という批判

批判: 制度がなければ、資源取得に関する義務は存在しない。

応答:

- これはホップズ的懐疑論であり、制度以前の道徳的平等を真剣に受け止めていない
- ロック的およびカント的アプローチは、制度以前でも道徳的制約が存在しうることを示す
- 道徳的平等を捉える見解の妥当性の条件として、制度以前の権利の認識が見られる

9.2 「あまりにも要求的すぎる」という批判

批判: 提案された義務は個人にとってあまりにも負担が大きい。

応答:

- 現在のEAC使用パターンが極端に不公正であることを認識する必要がある
- 特權的な立場にある人々は、不当に獲得した利益を享受している
- 正義の要求が負担に感じられるのは、現状が不正義であるためである

9.3 「実行不可能である」という批判

批判: 制度的支援なしに個人がこれらの義務を果たすことは不可能である。

応答:

- これは制度の必要性を示すが、制度以前の義務の存在を否定しない
 - 個人は可能な範囲で義務を果たし、制度創設を支持する義務も持つ
 - 実行不可能性は義務を排除しないが、その適用方法を形作る
-

10. 結論

10.1 主要な主張の要約

本論文では以下を論証した：

- 制度以前の分配的正義: 個人は正義な制度が存在する前でさえ、EACの使用に関する義務を負う

2. ロック的およびカント的基礎: 二つの異なる哲学的伝統が、収束する形で、EAC使用の制限を支持する
3. 公正な分配的取り分: 各個人には、自己保存または効果的主体性を確保するのに必要なEACへの権利がある
4. 制限の必要性: この取り分を超える使用は、制度以前の不正義を構成し、放棄または補償の義務を生じさせる

10.2 気候政策への含意

この理論的枠組みは、具体的な気候政策への含意を持つ:

1. 個人レベル: 各個人は自らのカーボンフットプリントを削減する道徳的義務を負う
2. 国家レベル: 国家は市民が制度以前の義務を果たせるよう制度を創設する義務がある
3. グローバルレベル: 國際的な気候正義の枠組みは、公正な分配的取り分の原則に基づくべきである

10.3 今後の研究課題

以下の問題がさらなる探究を必要とする:

1. 閾値の具体的決定: 自己保存と効果的主体性の閾値を実践的にどう決定するか
2. 修復義務: EAC使用義務の違反に伴う修復義務の詳細
3. 世代間正義: 将来世代のEAC使用の権利をどう考慮するか
4. 他資源への拡張: EACに関する議論を他のグローバル資源にどう拡張するか

10.4 最終的考察

気候変動は私たちの時代の決定的な道徳的課題の一つである。この課題に適切に対応するには、単に制度的解決策を待つだけでなく、個人レベルでの制度以前の義務を認識し、それに従って行動する必要がある。

ロック的およびカント的な哲学的伝統は、異なる基礎から出発しながらも、同じ結論に収束する: 私たちは自らのEAC使用を制限し、公正な分配的取り分を尊重する道徳的義務を負っている。この義務は、気候正義の制度が確立されるのを待つことなく、今日から始まっている。

私たちが直面している気候危機の深刻さと緊急性を考えると、制度以前の義務の認識は、単なる理論的興味の問題ではない。それは、実際の行動と変革への緊急の呼びかけである。各個人、各コミュニティ、各国家が、自らの公正な取り分内で生きる責任を受け入れ、他者が同様に生きることができるよう保証する必要がある。

これこそが、制度以前の分配的正義が要求することであり、これこそが気候倫理が私たちに求めることがある。

参考文献

Baatz, Christian. 2014. "Climate Change and Individual Duties to Reduce GHG Emissions." *Ethics, Policy & Environment*, 17(1), pp. 1-19.

- Blomfield, Megan. 2013. "Global Common Resources and the Just Distribution of Emission Shares." *Journal of Political Philosophy*, 21(3), pp. 283-304.
- Caney, Simon. 2012. "Just Emissions." *Philosophy & Public Affairs*, 40(4), pp. 255-300.
- Cripps, Elizabeth. 2013. *Climate Change and the Moral Agent: Individual Duties in an Interdependent World*. Oxford: Oxford University Press.
- Gardiner, Stephen. 2004. "Ethics and Global Climate Change." *Ethics*, 114(3), pp. 555-600.
- Jacobson, Mark Z., et al. 2017. "100% Clean and Renewable Wind, Water, and Sunlight All-Sector Energy Roadmaps for 139 Countries of the World." *Joule*, 1(1), pp. 108-121.
- Johnson, Baylor. 2003. "Ethical Obligations in a Tragedy of the Commons." *Environmental Values*, 12(3), pp. 271-287.
- Kingston, Ewan and Walter Sinnott-Armstrong. 2018. "What's Wrong with Joyguzzling?" *Ethical Theory and Moral Practice*, 21(1), pp. 169-186.
- Maltais, Aaron. 2013. "Radically Non-Ideal Climate Politics and the Obligation to at Least Vote Green." *Environmental Values*, 22(5), pp. 589-608.
- O'Neill, Onora. 2005. "The Dark Side of Human Rights." *International Affairs*, 81(2), pp. 427-439.
- Raftery, Adrian E., et al. 2017. "Less Than 2°C Warming by 2100 Unlikely." *Nature Climate Change*, 7, pp. 637-641.
- Shue, Henry. 2014. *Climate Justice: Vulnerability and Protection*. Oxford: Oxford University Press.
- Singer, Peter. 2006. "Ethics and Climate Change: A Commentary on MacCracken, Toman and Gardiner." *Environmental Values*, 15(3), pp. 415-422.
- Sinnott-Armstrong, Walter. 2005. "It's Not My Fault: Global Warming and Individual Moral Obligations." In Walter Sinnott-Armstrong and Richard Howarth (eds.), *Perspectives on Climate Change: Science, Economics, Politics, Ethics*. Amsterdam: Elsevier, pp. 285-307.
- Traxler, Martino. 2002. "Fair Chore Division for Climate Change." *Social Theory and Practice*, 28(1), pp. 101-134.
- Vanderheiden, Steve. 2006. *Atmospheric Justice: A Political Theory of Climate Change*. Oxford: Oxford University Press.

訳者注: 本翻訳は、Colin Hickey著 「Climate Change, Distributive Justice, and "Pre-Institutional" Limits on Resource Appropriation」 (Ingrid Robeyns編 『Having Too Much: Philosophical Essays on Limitarianism』 所収、Open Book Publishers, 2023)の第12章の全訳である。

翻訳日: 2025年11月21日